

【報告 2】

令和 7 年度事業計画

I 事業計画策定方針

日本経済は、長らく続いたコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りすることなく、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行が可能かどうかの分岐点にあります。このような状況下で地方創生が叫ばれる中、中小企業こそが成長の主役となり得る環境づくりに貢献する福利厚生 の 在り方 が、勤労者福祉事業に携わる 私たち に今、まさに求められています。

しかしながら、コロナ禍による社会経済活動の変化（デジタル化による働き方や業務様式、事業構造の変化）や人手不足といった構造的な課題により、会員数が伸び悩むサービスセンター（以下「SC」）の中には、自治体の財政事情などを理由に勤労者福祉事業の廃止や民間福利厚生会社への業務委託を選択・検討する動きが見られます。

一方で、自立して、あるいは自治体との緊密な連携によって、地域の産業振興政策の一環として福利厚生事業を安定的に運営するサービスセンターも存在し、二極化が進行しています。昭和 40 年代に公益性の高い事業としてスタートした勤労者福祉事業は、50 年を超える歴史を経て、環境の変化により大きな転換期を迎えています。

この動向を踏まえ、令和 7 年度 の事業計画は、令和 6 年度 の基本方針を継承しつつ、さらなる取組みの深化を目指します。特に中小企業が成長し、良い人材を集め、長期間にわたり働き続けてもらうためには、働く環境の改善が重要です。令和 6 年度 の事業計画では、衣食住遊を重視した「生活支援型」の福利厚生を刷新し、従業員が職業生活の中で直面するリスクを予防・回避し、リスクに対応する「リスク支援型」の福利厚生への転換を提案しました。令和 7 年度では、新たな事業創出を通じて、中小企業の価値向上に貢献します。

また、設立 30 周年を迎えた当センターの運営も、事業環境の変化に対応する転換期にあります。特に共同事業の収益力の低下から、新たな収益源の確保が喫緊の課題です。このため、環境に左右されないストック事業の開発と新規事業への挑戦を通じて、経営基盤の強化を目指します。

新たな取組みの一つとして、公益性の高い勤労者福祉事業の新たな意義と存在価値を広めるため、当センターが運営する任意団体（全国中小企業勤労者福祉共済会）が、SC 事業を廃止する地域や未設置地域の会員の受入に積極的に関わることで、勤労者福祉事業を享受できる地域を拡大し、ひいては、当センターの経営基盤の強化に貢献することを目指します。

重点方針

継続事業（会議、研修会等）

ICT 技術活用（オンライン、ペーパーレス等）

推進事業（共同事業メニュー）

「生活支援型（衣食住遊）メニュー」刷新（スクラップ＆ビルド）

「リスク支援型（人への支援）メニュー」拡充（安全・安心）

推進事業（業務効率化事業）

D X支援、HP・会員管理システムの利用促進、生成A Iの活用

勤労者福祉事業の裾野拡大

全国中小企業勤労者福祉共済会

II 実施事業

1. 継続事業

会議、研修会は、開催形式（対面、オンライン）を選択して実施し、会員S C間の交流を通じて、喫緊の課題解決を目指します。

（1）S C支援業務

① 会議、研修会

喫緊の課題をテーマに、先進事例の紹介や外部講師の活用、会員S C相互の意見交換などを通じて、課題の克服を目指します。

東ブロック会議（新潟市）	1 0 月（公財）新潟市勤労者福祉サービスセンター
西ブロック会議（神戸市）	1 1 月（公財）神戸いきいき勤労財団
業務運営研修会	7 月 オンライン研修会
実務担当者研修会	9 月 東京都港区、大阪市
おすすめ事業セミナー	1 2 月 オンラインセミナー

② 各種相談対応

専門家（顧問弁護士、顧問会計士）のアドバイスも活用し、課題解決を目指します。

会計・税務等に関する月次相談会（1回／月 原則オンライン相談）

法律に関する相談（随時）

S C経営、運営に関する相談（随時、直接訪問含む）

③ 調査、情報提供

定期調査、実態調査（ペーパーレス化）

「全国会員団体概要（2025年度版）」デジタル配信 7 月（HP掲載）

「統計資料（2025年度版）」デジタル配信 8 月、9 月（HP掲載）

「実態調査」 適時

情報提供

「全福センターだより」 4・7・10月号（デジタル配信）、1月号（冊子）

「ぷくぷくマガジン」（1回／月） 毎月15日

「全福センター事業案内（2025年度版）」デジタル配信 4 月

「会議、研修会、各種統計資料などの情報提供」 随時（HP掲載）

④ S C事業の広報活動支援

直接訪問、情報提供

国（厚労省など）、自治体（都道府県及び市区町村） 訪問

労働関係団体、事業主団体、S C主催会議出席

広報活動、広報支援

広報パンフレットのデータ提供（中小企業勤労者福祉事業のご案内）

メディア（WEB媒体、プレスリリース等）活用

好事例、広報画像等の提供など

（２）ブロック協議会

① 全国コーディネーター会議（３回／年）

ブロック協議会の運営・管理責任者（コーディネーター）間の連帯感の醸成と活動の活性化を目指します。

第一回会議 ４月（対面会議）

第二回会議 １０月（オンライン会議）

第三回会議 ３月（オンライン会議）

② ブロック協議会

遠隔地や職場を離れられない職員が参加しやすい環境を整えるため、ハイブリッド会議の推奨と設営支援を行い、情報共有の機会損失を削減することを目指します。また、自主的活動を支援する費用（会場費、講師費用など）の負担を継続します。

ブロック協議会以外の会議体（地区、県単位）には可能な限り参加し、この機会を自治体への訪問にも活用して、良好な関係構築を支援します。

２．推進事業

スケールメリットを活かし、多様化するニーズに応じた事業を提供することを目指します。

衣食住遊を重視した「生活支援型」の福利厚生を刷新し、その魅力を向上させるとともに、従業員が職業生活で直面するリスクを予防・回避し、損失を補填する「人への支援」、すなわち「リスク支援型」の福利厚生を拡充します。さらに、事業主にも受け入れられる魅力的な事業の提供を引き続き行います。

（１）共済事業および共済を補完する事業

勤労者福祉団体や事業団体と連携して、リスクに備える制度の充実を目指します。

従業員向

「全福ネット慶弔共済保険」	（全労済協会）
「ず〜っとあんしん共済」	（こくみん共済 coop）
「中小企業退職金共済制度」	（勤労者退職金共済機構）
「貯蓄、融資、投資商品」	（労働金庫）
「全福ネットの保険」医療、がん、介護、所得補償、個人賠償責任補償	（東京海上日動火災保険）
「全福ネットあんしん生命共済」	（友愛共済協同組合）

事業主向

「小規模企業共済制度、経営セーフティ共済」	（中小企業基盤整備機構）
「全福ネットあんしん労災、傷害共済」	（友愛共済協同組合）

①「全福ネット慶弔共済保険」（共済事業）

相互扶助を理念とする制度の理解促進（研修会、メルマガなど）に努め、取扱い会員ＳＣが実施する補償内容の充実と新規契約団体の獲得を目指します。

目標 新規契約 3団体

②「全福ネットあんしん労災（全福ワンコイン労災）」（共済事業）

一般の労災上乗せ保険より割安な掛金で手厚い補償が受けられる会員限定の共済として、その優位性を周知し、新規契約の獲得を目指します。

広報 セミナー、友愛だより定期発行、専用サイト設置、YouTube 利用の促進等

目標 契約累計 3,000口

③「全福ネットあんしん傷害共済（全福ワンコイン傷害共済）」（共済事業）

一般の傷害保険より割安な掛金で手厚い補償が受けられる会員限定の共済として、その優位性を周知し、新規契約の獲得を目指します。

広報 セミナー、友愛だより定期発行、専用サイト設置、YouTube 利用の促進等

目標 契約累計 500口

④「全福ネットあんしん生命共済」（共済事業）

会員限定の死亡保険としてＳＣ独自のネーミングが可能な共済は、一般の生命保険よりも割安な掛金で手厚い補償を提供します。その優位性を広く周知し、新規契約の獲得を目指します。

広報 バナー掲載、ガイドブック、会報誌、セミナー、YouTube 利用の促進等

目標 新規契約 5団体

⑤「全福ネットの保険」（共済を補完する事業）

一般の保険より割安な保険料で手厚い補償が受けられる会員限定の団体保険として、ラインナップの充実を進めるとともに、その優位性を周知し、新規契約の獲得を目指します。

令和7年度は、「個人賠償保険」を新たにラインナップに加えます。

「医療補償」 (病気、ケガの備え)

「がん補償」 (がんの備え)

「年金払介護補償」 (介護期間が長期にわたる場合の備え)

「一時金払介護補償」 (自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の費用の備え)

「所得補償」 (病気、ケガで働けなくなった時の備え)

「個人賠償責任補償 弁護士費用特約（人格権侵害等）」

(加害者または被害者になった時の備え)

広報 バナー掲載、ガイドブック、会報誌、チラシ、会員向セミナー支援など

目標 純増件数 100件

⑥「補償制度」の拡充

新たな補償制度を構築し、リスク軽減に寄与することを目指します。

「役員賠償責任保険」など

（２）会員サービス事業

既存の事業を刷新し（スクラップ＆ビルド）、さらに多様化するニーズに応じた新しい事業を創出することで、ラインアップを充実させることを目指します。

①「全福ネットガイドブック」

紙媒体への根強いニーズに応えるため、魅力的な誌面作りを目指します。

目標 発行部数 2.3万冊

②「全福ネット福利厚生事業（全福プラスワン）」

メニューのグレードアップと会員登録の支援を通じて、導入ＳＣの満足度の向上を目指します。その成果を、新規契約の獲得につなげます。

メニュー グレードアップ（VIP会員、ポイントサービスなど）

目標 新規契約 3団体

③「共同購入事業」及び「新規事業」

既存の事業を刷新（スクラップ＆ビルド）し、さらに「リスク支援型」福利厚生の拡充を目指します。

生活の豊かさを求める事業（生活支援型 衣食住遊）

リスク予防、回避、損失補填に寄り添う事業（リスク支援型 安心安全）

健康、介護、育児、自己啓発・リスキリング支援、災害への備え、防犯など

（３）ＳＣ業務効率化支援事業

次の項目３．ネットワークの拡充（１）ＩＣＴ環境の整備支援 ④DX支援活動（生成AI等の活用を含む）を通じて、会員ＳＣが抱える課題解決を目指します。

①「会員管理システム（共福システム-connect-）」（業務効率化）

機能拡張により利用団体の業務効率向上に貢献し、同時に新規契約の獲得を目指します。

目標 新規契約 3団体

機能拡張 ジックZとGICパスポートの連動

（WEB申込み、決済）と（スマホ会員証）の連動

入退会および給付申請（WEB申込み機能オプション追加）

②「統一会員証（PVC製カード）」（コスト低減）

当面は統一会員証の提供を継続しつつ、スマホ会員証の普及を目指します。

目標 取扱枚数 15,000枚

③「スマホチケット（ジックZ、GICパスポート）」（非接触サービス）

機能拡張により、利用団体の利便性向上に貢献するとともに、新規利用団体の獲得を目指します。特にスマホチケットは、当センター主催の会議や研修会において、参加者の利用体験を通じてその活用を広め、新たな利用者の獲得を目指します。

機能拡張 スマホチケット、クーポン機能、スマホ会員証（GIC社）

キャッシュレス決済（ファミペイ決済）

3. ネットワークの拡充

情報ネットワークはICT環境の整備支援を通じて強化を目指し、会員ネットワークは未加入の勤労者福祉団体の獲得を通じて、拡充を目指します。

(1) ICT環境の整備支援

①「オールインワンHPパッケージシステム」

機能拡張を進め、利用団体の満足度を高めると同時に、新規利用団体の獲得を目指します。さらに、要望に応じて運用サポートや研修を通じてスキル向上にも取り組みます。

目標 新規契約 3団体

②「ジックHP」(会員事業所支援、新規会員獲得支援ツール)

支援キャンペーン(会員1,500名未満)を通じて、新規利用団体の獲得を目指します。

目標 新規契約 2団体

③「クラウド型ファイルサーバー」

クラウドサーバーは自社内でのサーバー管理・運用の負担を減らし、自然災害などの緊急事態に備えて事業を継続するための重要な対策(BCP対策)やテレワークの手段として非常に有効です。この活用提案を通じて、新規利用団体の獲得を目指します。

目標 新規契約 4団体

④「DX」支援

SC会員の利便性向上(事業DX)と、会員SCの業務効率化・コストダウン(業務DX)をサポートする窓口として、まずは会員SCが保有する機器やシステムを把握し、業務プロセスのアドバイスをを行います。さらに、進化したデジタル技術(生成AIなど)の活用により生じるコスト削減効果や業務の最適化を提案します。これにより得られた余剰時間を、会員SCが会員向けサービスの向上に振り向け、新たな価値を創出する環境づくりを支援します。

⑤「全福市場運営システムの利用」

ネットショッピングモール「全福市場」の運営システムをSC独自の会員向け物資斡旋事業用プラットフォームとして提供する事業は継続し、事業運営の効率化に資することを目指します。また、販路拡大用プラットフォーム(ECサイト)としてSC会員事業所が利用する取組みについては、活用実績を評価した上で継続の可否を判断します。

(2) 会員拡大

① 一号会員(未加入の勤労者福祉団体に向けて)

計画的に加入勧奨を進め、新規加入団体の獲得を目指します。

時期 勧奨文書 7月(フォローコール)

目標 新規入会 3団体(重点地区:北海道、東京都、長野県)

② 二号会員(SCの会員拡大)

SC事業の意義や役割、そして実態をあらゆる機会に積極的に周知し、会員SCの知名度向上を目指します。

SC実施の加入促進活動への参加 (事業主団体主催の会合など)

SC事業広報パンフレットのデータ提供 (勤労者福祉事業の案内パンフ)

③ 賛助会員

全福センター事業の充実には、事業団体との協業が不可欠です。良好な提携関係の継続を図るため、新規会員の獲得を目指します。

(3) 知名度向上

会員拡大には、勤労者福祉事業の存在を、広報活動を通じて広めることが重要です。単発の活動にとどまらず、日常生活の中で目に留まる継続的な広報活動によって、その存在を浸透させることが求められます。予算の都合上、マスメディアを利用することはできませんが、できるだけ費用をかけずに実施可能な方法で知名度向上を目指します。

全福センターロゴマーク入り会員証で利用できる提携施設（全国規模）の拡大

提携施設にロゴマークシールの提供（S C会員のために「見える化」）

勤労者福祉事業の紹介パンフレットのデータ提供（中小企業勤労者福祉事業のご案内）

イベント開催時にマスメディアへの声掛け（プレスリリース）

名刺にQRコード（HP誘導）

(4) 未設置地域への対応

S C未設置県および未設置地区への対応は、関係各方面の理解と協力を得ながら進めます。

(5) 関連団体（賛助会員）との連携強化

中央労福協および勤労者福祉関係団体とは、会議体への相互参加や定期的な情報交換を通じて、情報共有を図り、連携の強化を目指します。

4. 法制化等への取組み

S C事業の根拠法制定に向けた政府、政党、関係団体（中央）への働きかけは、単年度で終わらせることなく粘り強く進めるとともに、地域SCが主体となる草の根的活動の盛り上がりをブロック協議会と連携して醸成し、法制化（条例を含む）の実現を目指します。

S C事業を担保する根拠法（自治体レベルでの条例化を含む）の制定に向けて、政府、政党、および関係団体（中央）への働きかけを行います。これは、単年度で終わらせず、繰り返し計画的に進めるものです。具体的には、中央労福協政策委員として国への制度・政策要求の創案に携わり、中小企業勤労者の福祉格差是正やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。また、政府が進める「働き方改革」により、勤労者の生活を「ゆとりと健康で充実したもの」にするため、福利厚生の必要性を明確にし、国・自治体・事業主等の責務をはっきりとした法整備を目指します。さらに、従業員の福利厚生に積極的に取り組む事業主や非正規労働者が福利厚生制度を利用できるよう、財政支援を要請します。地域レベルでは、安心して働き暮らせる持続可能な社会を実現するため、S Cが主体的に勤労者福祉事業を推進できる環境づくりを目指し、自治体との良好な関係づくりや条例化の促進を支援します。これらの取組みは、ブロック協議会と連携して進め、必要に応じて地域労福協との連携の橋渡し役も担います。

5. 株式会社全福サポートサービス、全国中小企業勤労者福祉共済会

(1) 株式会社全福サポートサービス (ZSS)

昨年度、全国中小企業勤労者福祉共済会との連携により、SC退会後も「全福ネットの保険」の補償継続を希望する者の受け入れ制度を整備し、長期にわたるサポート体制を確立しました。この制度を新規契約時の不安解消に活用することで業績向上を目指します。さらに、新たな補償制度を構築し、リスク軽減に寄与することを目指します。

(2) 全国中小企業勤労者福祉共済会 (ZK)

コロナ禍を契機に、自治体の財政事情などからSC事業解散の事例が増加しています。その中には、解散後の会員の受け入れ先が不透明なケースも見受けられます。当センターでは、SC所管部署との協議を通じて事業継続の重要性を訴えてきましたが、これまで十分な成果が得られていませんでした。このため、令和6年度は対応方法を見直す転機の年として、全国中小企業勤労者福祉共済会の制度を改定しました。令和7年度では、勤労者福祉事業を利用できない地域（SC未設置地域や事業廃止地域など）の解消を目指します。

6. 法人管理・運営

健全な組織運営のため、理事会、監事監査による内部管理の徹底（コーポレートガバナンス）と、法令や規範を遵守した業務執行（コンプライアンス）を徹底することを目指します。

また、新たな運営体制では、業務ローテーションの実施および権限移譲を通じて、持続可能な組織運営を目指します。

経営の安定化を図るため、収益面では、環境に左右されない新たなストック型事業の創出と、その利用促進に努めます。さらに、SC事業を廃止する地域やSC未設置地域の会員受け入れを通じて、当センターが果たすべき役割を担える収入確保を目指します。費用面では、会議や研修会の在り方、会場費の見直し、オンライン活用の促進、ペーパーレス化、業務のDX化などを通じて、コスト抑制を目指します。

(1) 理事会、監事監査、定時総会

理事会	第一回	令和7年5月	(オンライン理事会)
	第二回	令和7年6月	(ビジョンセンターグランデ東京浜松町)
	第三回	令和7年10月	(オンライン理事会)
	第四回	令和8年3月	(全福センター会議室)
監事監査		令和7年4月	(全福センター会議室)
定時総会		令和7年6月	(ビジョンセンターグランデ東京浜松町)

(2) コンプライアンス遵守

法令や規範を遵守し、業務遂行に必要な知識を役職員に周知徹底することを目指します。